

文化創造の芽育成事業 募集要項

公益財団法人群馬県教育文化事業団では、県内で音楽、演劇、舞踊等の文化芸術活動を行っており、新たな取り組みにチャレンジする皆様を応援するため、文化創造の芽育成事業の実施団体を次のとおり募集します。

1. 募集事業数

3事業（応募は1団体につき1事業までとします。）

2. 応募締切

令和7年6月21日（土）

3. 募集対象団体

次の全てに該当する団体又は個人とします。

- (1) 県内に活動の拠点を有していること
- (2) 県内において、音楽、演劇、舞踊等の分野で幅広く文化芸術活動を行っている、または新たに上記の分野で文化芸術活動に取り組むことを目的としていること
- (3) 過去3年間、本事業の支援対象となっていないこと

4. 募集対象事業

次の全てに該当する事業とします。

- (1) 県内で行われる音楽、演劇、舞踊等の公演または事業で、新規性（新規に立ち上げた団体が行う公演や、既存の団体であっても新たな取り組みにチャレンジする公演等）の認められる事業であること
- (2) 広く県民を対象としていること
- (3) 営利を目的とせず、本県文化芸術の振興と活性化に資すること
- (4) 特定の宗教、思想等の宣伝を目的としたものでないこと
- (5) 暴力団及びこれに準じる団体に関わっていないこと
- (6) いわゆる音楽教室、部活動、サークル等の発表会と認められるものでないこと

5. 募集対象期間

令和7年9月1日（月）～令和8年1月31日（土）の間に実施される事業

6. 支援の内容

- (1) 事業の実施に必要な経費の2/3以内（補助上限額の範囲内）を実施団体に対し補助する。
（指定口座に振り込む）
- (2) 補助上限額は10万円とする。
- (3) 事業団ホームページ、文化通信等で事業の広報を行う。

7. 支援対象経費

施設使用料（附属設備含む）、出演料、委託料、印刷製本費、広告費、賃借料、消耗品費、通信運搬費、出演者・スタッフ・講師の弁当等に係る経費等

8. 選定基準

次の事項を考慮することとします。

- (1) 「3. 募集対象団体」及び「4. 募集対象事業」の要件を満たしていること
- (2) 事業の内容や団体の規模から、支援の必要性があること

9. 事業実施上の留意点

- (1) 軽易な変更を除き、事業内容の変更は事前に協議してください。
- (2) 入場料の設定は任意ですが、多くの県民が鑑賞できるよう配慮してください。
- (3) 広報印刷物に、必ず、次の事項を表示してください。

事業名として「（公財）群馬県教育文化事業団 文化創造の芽育成事業」

- (4) 事業終了後30日以内に次の書類を提出してください。

- ア. 文化創造の芽育成事業実績報告書（様式第2号）
- イ. 事業実施に要した各経費の支出状況を証明する書類（領収書の写し等）
- ウ. 事業実施にあたり契約等を行った場合は契約書の写し
- エ. 作成した印刷物（チラシなど）
- オ. 来場者アンケート結果が分かるもの。
- カ. 活動の状況を表す資料（当日の実施風景が分かる写真等）
- キ. 口座振替依頼書（様式第3号）

10. 募集手続き

(1) 募集方法

申込用紙（様式第1号）を下記に郵送（必着）またはメールにより提出してください。
提出書類に基づき選定を行います。

(2) 結果通知

申込者全員に文書で通知します。（7月中旬頃を予定）

(3) 申込先

〒371-0801 前橋市文京町2-20-22
公益財団法人群馬県教育文化事業団 事業支援課

(4) 問い合わせ先

電 話 027-243-7200 FAX 027-221-4082
メール shienka@gunmabunkazigyodan.or.jp